

2 青少年教育施設の課題

(1) 青少年教育施設の在り方の変革の必要性

千葉県では、都市化や核家族化等の社会環境の変化に伴い、青少年の日常生活において、体験活動の機会が減少していると指摘され、青少年の健全育成を図る上で「子どもの体験活動の実態に関する調査」等でも、体験活動の重要性が示されているところであり、現在まで、青少年教育施設（「青年の家」と「少年自然の家」）を体験活動の拠点として、青少年教育に取り組んできました。

青年の家は、団体生活を通じて青少年の健全な育成を図ることを、少年自然の家は、団体生活を通じて少年を自然に親しませ、少年の健全な育成を図ることを目的とし、学校やグループ・各種団体等による宿泊研修や日帰り研修での利用に供するほか、施設が主催する様々な体験活動の場を提供することにより、青少年の育成を担ってきました。

利用状況に関しては、平成14年に利用者数が最多となって以降、減少傾向となり、平成20年に指定管理者制度を導入し、利用促進に努めてきました。

年度	青少年施設数 [施設]	利用者数 [人]	平均 [人/施設数]
平成14年度	9	460,988	58,055
平成29年度	5	277,074	55,415

「子どもの体験活動の実態に関する調査」

子どもの頃の体験が豊富な人ほど、大人になったとき何でもチャレンジしようとする意欲・関心や規範意識・人間関係能力が高いという調査結果がでています。また、体験量が多い人ほど最終学歴や年収が高くなることが報告されています。

(平成21年度 独立行政法人国立青少年教育振興機構実施)

しかし、少子高齢化や人口減少、社会環境の急激な変化とともに、青少年教育施設を取り巻く環境が変化してきました。

その要因として、青少年の体験活動に関する現状（青少年の生活環境、学校における体験活動、地域における体験活動、家庭における体験活動）の変容が大きく関わっていると考えられます。

ア 青少年の生活環境について

子どもたちの生活時間の内訳をみると、近年、学校で過ごす時間は増えていますが、放課後の時間については多くの学年で減少し、生活時間全体の2割程度となっています。

また、放課後の時間の内訳をみると、勉強とメディア（テレビ、DVD、スマートフォン等）に費やす時間が半分以上を占め、屋内外での遊びの時間や家族や友人と過ごす時間が1～2割程度となり、学校外で青少年が体験活動を行うことができる時間自体が短いという状況にあります。

イ 学校における活動内容について

現行の学習指導要領では、生命や自然を大切に作る心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるために、学校において、自然体験活動や集団宿泊活動、職場体験活動、奉仕体験活動、文化体験活動といった様々な体験活動を行うことが規定されており、各学校において、多様な取組が展開されています。

一方で、青少年の自立心、連帯感・仲間意識、優しさ・思いやり、リーダーシップを育むことに関し、より効果が高い長期宿泊型の体験活動については、保護者、学校、教員等の負担も一因となり、実施している学校の割合は必ずしも高くない状況です。

ウ 地域における活動内容について

地域における活動内容については、現在、子ども会やスポーツ団体などの青少年団体、青少年教育施設、児童館、公民館、公益法人やNPO法人などの民間団体といった多様な主体が青少年の体験活動の機会を提供しています。

また、その活動の多くが、地域住民やボランティア等の参画により支えられており、社会教育施設、地域の農家、神社仏閣、公園といった様々な場所で活動が行われています。

（平成28年11月 青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会）

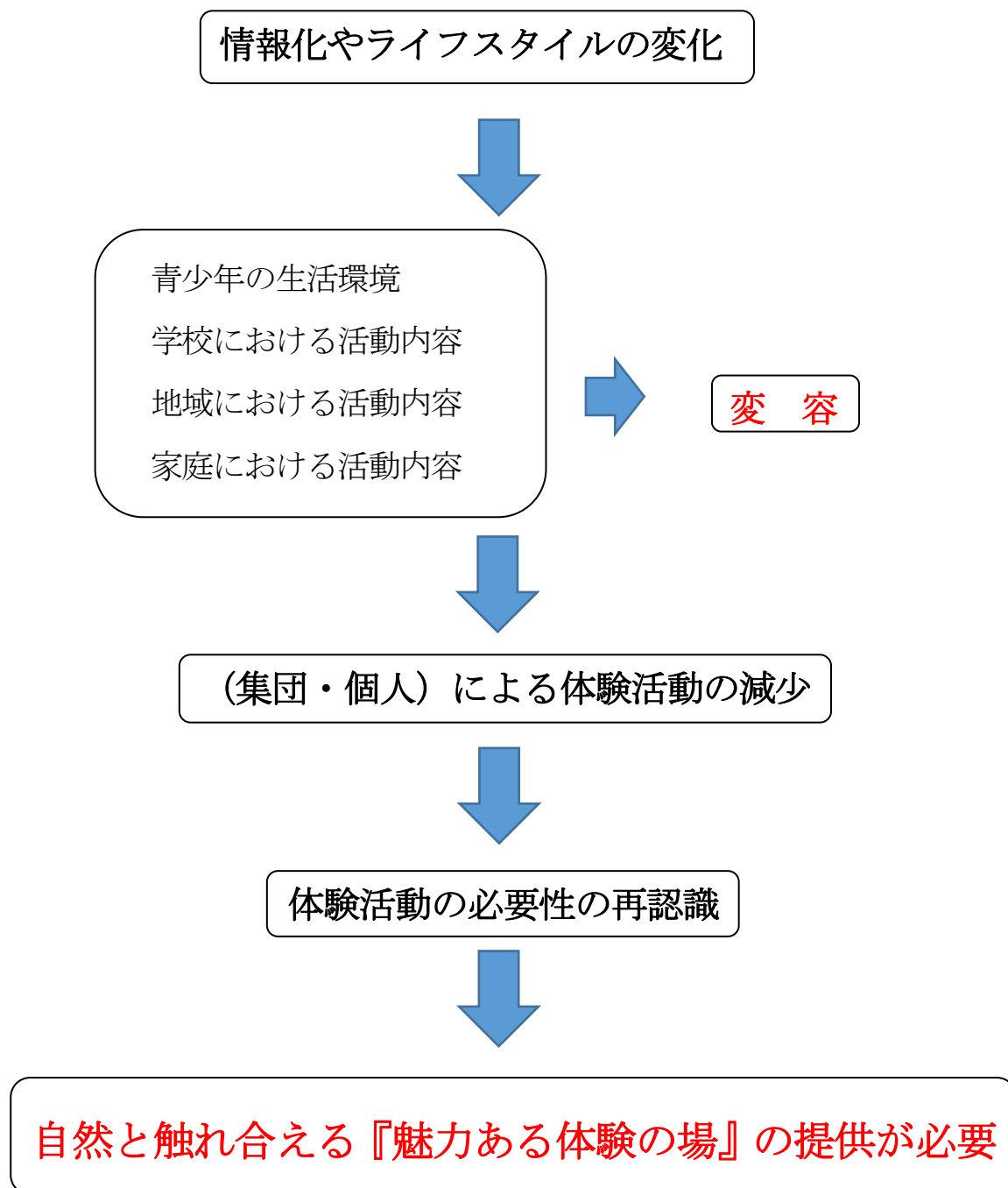
エ 家庭における活動内容について

保護者の多くは、体験活動が重要であると認識しているものの、現在の子どもたちは自分が子どもの頃と比べて体験活動の機会が少なく、学校の授業や行事以外に体験活動をで

きる機会が十分でないと感じています。

地域においても、多様な主体が青少年の体験活動の機会を提供していますが、必ずしも十分に有効活用がなされるに至っていない場合もあります。

家庭では家族で自然に触れ合う場の必要性を認識してきており、自然と触れ合える魅力ある体験の場の提供を求めていると考えられます。



これらの現状を踏まえると、青少年が体験活動を行う時間が限られている中で、青少年や親等がそれぞれの状況やニーズに合わせ、「選ぶ」、また、「選ばれる」、「選びやすい」体験活動を進めていくことが必要です。

そのためには、自然と触れ合える魅力ある体験プログラムの開発や、実施できる体験活動の内容が、わかりやすく伝わるような広報活動の工夫等が求められます。

そして、身近な自然と触れ合えるような体験活動が継続的に行われるためには、学校や地域の特定の団体等にとどまらず、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について（答申）」（平成27年12月 中央教育審議会）にも示されているように、学校、家庭、地域が連携・協働し、長期宿泊型や身近な体験活動に多様な提供主体や地域住民が関われるような環境づくりも求められます。

そのような中で、青少年教育施設が有効活用されるためには、青少年教育施設としての在り方の変革が必要となってきています。

青少年教育施設の**在り方**の変革が必要



青少年教育施設の有効活用



青少年教育の充実へ

(2) 閑散期極小

千葉県内の5つの青少年教育施設ともに、6月から9月に小中学校の宿泊利用者が集中し、特に7月には諸団体の利用も多い状態です。

しかし、学校行事等の関係から11月ごろから3月までは利用が減り、「閑散期」となっています。

そのため、「青少年教育施設は利用者の多い時期のみの営業としてはどうか」という意見もありますが、施設の維持管理・職員の雇用等の問題があり、期間を限定しての運用は難しいと考えます。

各施設とも「閑散期」の宿泊者数の増加に向け、広報活動を通じて大学や、一般企業に働きかけ、研修の場として提供するなどの取組を行ってきました。

(一般企業等の利用にあたっては、県立青少年教育施設の意義をふまえた「研修の場」として提供することが大切です。)

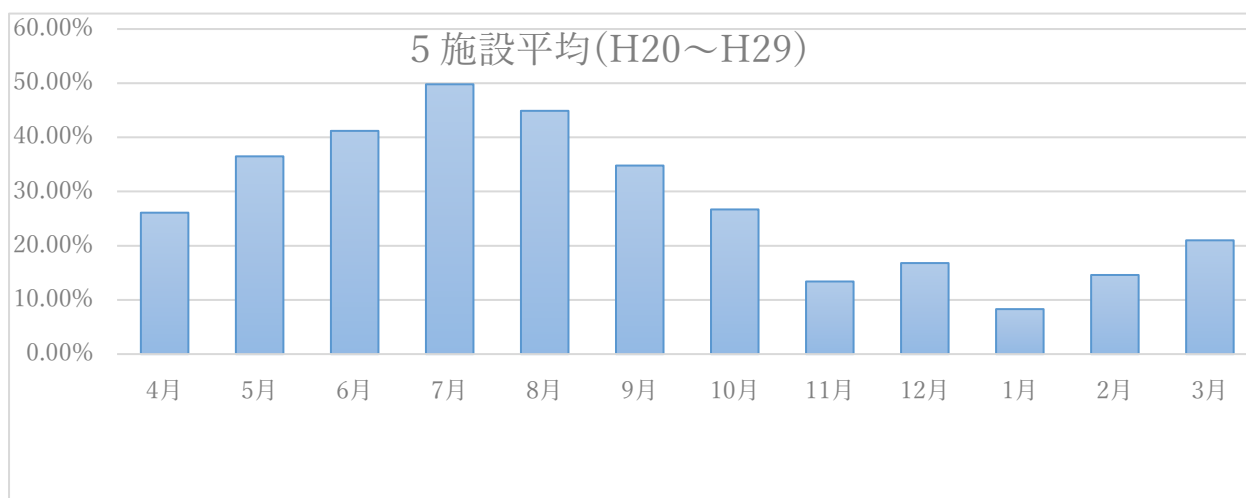
しかし、閑散期対策は各施設とも厳しい状況で、大きな改善には至っていません。

今後は、青少年教育施設をより有効活用して積極的に閑散期対策に取り組む必要があると考えます。

過去10年間(H20~H29)の宿泊稼働率(月別)(単位:%)

過去10年間の 月別宿泊稼働率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5施設平均	26.1	36.5	41.2	49.8	44.9	34.8	26.7	13.4	16.8	8.3	14.6	21.0

(単位:%)



(3) 年少人口の減少

前述したように、千葉県の子年少人口（0才～14才）は2025年には、2015年度を基準として約13%減少が見込まれています。

現在の県立青少年教育施設では、最も利用が多い7月で宿泊稼働率が約50%であり、少ない月では約8%、年間平均で約28%となっており、利用者、宿泊稼働率の増加が大きな課題ですが、今後の年少人口の減少を考慮すると、利用者、宿泊稼働率の増加は考えにくく、宿泊稼働率の低下に拍車をかけることが懸念されます。



(4) 施設の老朽化

令和元年度現在、県立青少年施設5施設は一番古い施設で設置後47年（東金、昭和47年設置）、一番新しい施設で設置後22年（水郷小見川、平成9年設置）が経過しています。

5施設平均でも設置後約32年となり、施設内の設備の劣化が著しくなっています。

修繕費用も年々負担が大きくなってきており、平成29年度の工事・修繕費用に関しては5施設合計して1千万円近くまで増加しています。

施設運営に関わるものから改善を図っているものの、今後、計画的に大規模な改修を行う必要があります、引き続き予算的に厳しい状況が予想されます。

また、月出野外活動施設は、市原市月出字舟ヶ作に位置し、現在、君津亀山少年自然の家の指定管理者が維持管理を行っています。

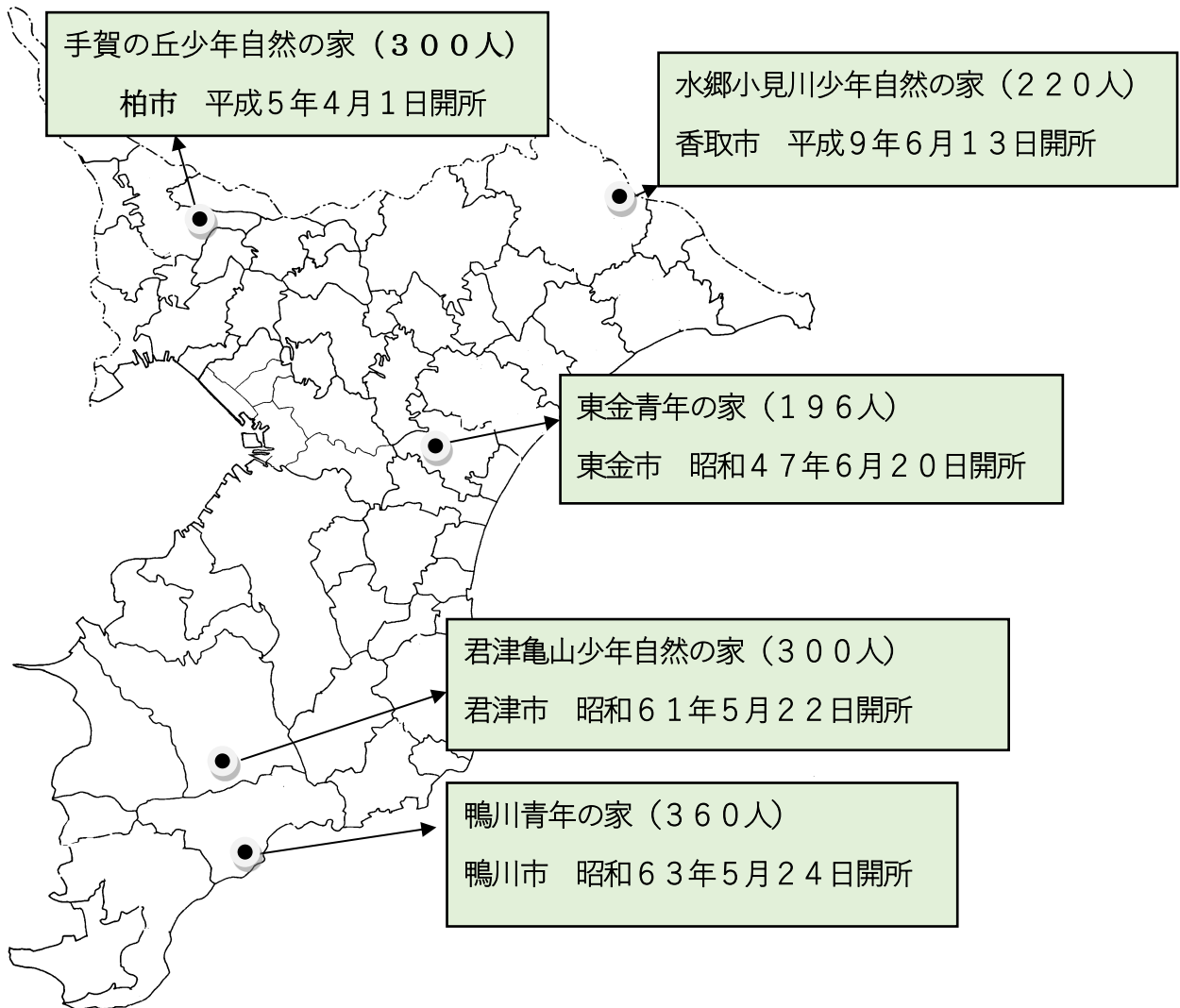
施設には屋内活動施設と電気、上水道及び浄化槽式のトイレ設備があり、他に荒廃したロジタイプの宿泊施設を有しており、利用頻度は、年間1～2回程度で、利用の前に清掃等を行っている状況です。経常的な経費として、光熱水費の基本料金が年間20万円程度発生し、このほかに、浄化槽や下水道が整備されていないため汲み取り費用等に係る経費が発生しています。

このことから、このまま君津亀山少年自然の家の指定管理者が月出野外活動施設の維持管理を継続していくことは困難であると考えられます。

県立青少年教育施設開所日一覧

施設名	開所日
手賀の丘少年自然の家	平成 5年 4月 1日
水郷小見川少年自然の家	平成 9年 6月 13日
君津亀山少年自然の家	昭和61年 5月 22日
東金青年の家	昭和47年 6月 20日
鴨川青年の家	昭和63年 5月 24日

* () は宿泊定員数



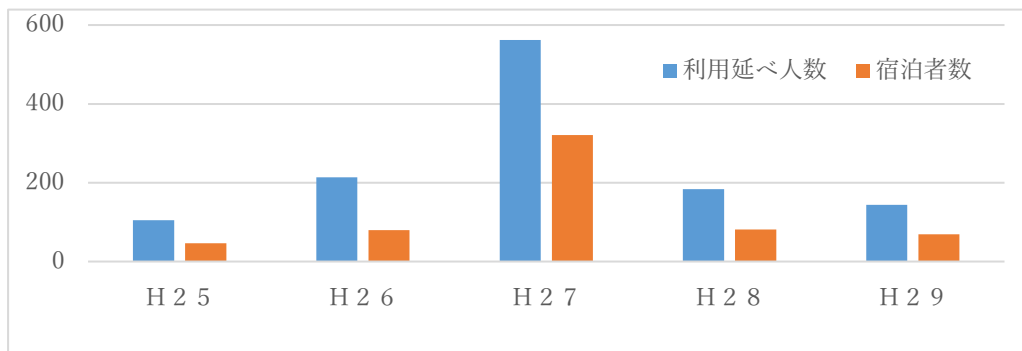
県立青少年教育施設 平成29年度 工事・修繕等の状況

施設名	工事・修繕・委託状況 (費用 円)	合計 (円)
手賀の丘 少年自然の家	自動ドア駆動装置等修繕 (810,000) 給湯設備改修工事 (799,200)	1,609,200
水郷小見川 少年自然の家	蓄電池触媒栓交換補修 (893,592) 食器洗浄機洗浄ポンプ交換補修 (498,000) ろ過装置五方操作弁修繕 (896,400) ガス警報設備改修工事 (1,047,600) 樹木伐採処分委託 (106,920)	3,442,512
君津亀山 少年自然の家	冷温水発生機冷却水ポンプ修繕 (734,400) 石綿含有分析調査委託 (90,720)	825,120
東金青年の家	グラウンド外周フェンス修繕 (471,960) 自家発電装置修繕 (615,600) PCB濃度分析調査委託 (84,240)	1,171,800
鴨川青年の家	駐車場擁壁復旧工事 (1,774,440) PCB濃度分析調査委託 (82,080) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託 (64,800)	1,921,320
合 計		8,969,952

月出野外活動施設の様子



月出野外活動施設利用状況 (平成25年度～29年度) (単位：人)



(5) 指定管理料の負担増

各施設とも、平成20年度から指定管理者制度を導入し運営を委託していますが、令和元年度は5施設合計で約4億6,400万円となっています。

この金額は、平成20年度からはほとんど変化はありませんが、今後もこの経費負担を維持し続ける場合、年少人口の減少に伴う利用料金収入の減があった場合、収益に対する経費の支出の過多が懸念されます。

施設の指定管理料と維持管理費

(単位：千円)

